

各高齢者施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長
(公印省略)

高齢者施設等における感染予防対策の徹底について (依頼)

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症については、8月10日に新規感染者数が過去最多の1,351人となり、病床使用率も60.7%となるなど、医療提供体制がひっ迫しつつあります。

今後も感染者の増加傾向が続くと見込まれる中で、人流が拡大する時期に入ることから、県では、8月11日付けで「感染拡大警報」を発令しました。

各施設におかれては、特に次の点に留意し、感染防止対策を徹底されるようお願いいたします。

＜特にお願いしたい事項＞

(1) 徹底した換気の実施とクラスターの発生防止

- ・各施設においては、エアコンを使っている場合、熱中症に留意しながらこまめに窓を開け、完全に外気と入れ替える等、換気を徹底してください。
- ・職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、一層の注意をはってください。
- ・クラスターの発生を防ぐためには、早期の検査が重要となりますので、職員や入所者に感染者が発生した場合は、嘱託医や保健所等に相談の上、感染の可能性のある職員や入所者に対する抗原検査等を適切に行ってください。
- ・施設内で感染者が発生するなど、職員や入所者の一斉検査が必要となった場合は、県から抗原検査キットの必要数を配布しますので、管轄する保健所に御相談ください。

(2) 面会の実施における留意点

- ・高齢者施設等における面会の留意点については、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)で示されておりますが、感染者が拡大傾向にある状況を踏まえ、面会の実施については慎重に検討されるようお願いいたします。
- ・面会を実施する場合は、検温や手指消毒等感染防止対策を徹底の上、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、面会者の検査の状況等を考慮するとともに、居住スペース以外の相談室などを活用し、マスク着用、短時間・少人数、一定の距離をとって行う等、適切に対応してください。

(3) 職員の基本的な感染防止対策

- ・不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの「基本的な感染防止対策」を徹底してください。特に県外との往来に際しては、出発地で事前検査を行う等、一人ひとりが細心の注意をはってください。
- ・飲食を伴う集まりに参加する場合は、「長時間を避け」、「マスク会食」を行い、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底してください。
- ・無症状であっても感染の不安を感じる場合は、8月末まで延長された無症状者向けの無料検査を積極的に活用してください。
- ・発熱、咽頭痛など感染が疑われる症状がある場合は、職場への出勤はせずに、「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター」を活用して検査を行ってください。
- ・職員の家族についても、感染防止対策の徹底をお願いします。

(4) その他

- ・入所者及び職員のワクチンの4回目接種について、嘱託医・協力医療機関・市町村等と連携の上、円滑に進められるよう、御協力をお願いします。

秋田県健康福祉部長寿社会課
T E L 018-860-1363
F A X 018-860-3867